

食品衛生業務委託仕様書

1 業務実施場所の名称及び所在地

名称	所在地
備前保健所	岡山市中区古京町1-1-17
東備支所	和気郡和気町和気487-2
備中保健所	倉敷市羽島1083
井笠支所	笠岡市六番町2-5
備北保健所	高梁市落合町近似286-1
新見支所	新見市高尾2400
真庭保健所	真庭市勝山591
美作保健所	津山市椿高下114
勝英支所	美作市入田291-2

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの間は除く。

3 業務目的

本業務は、保健所衛生課窓口において食品衛生監視員が行う、食品関係営業者への営業許可申請、営業届、各種変更届出時の記載方法等の指導、食品衛生法に基づく営業許可事務の一部及び県民・営業者からの食品衛生に係る苦情や相談業務の一部を委託することにより、県民へのサービスの向上及び食品衛生関係許可等事務の合理化を目的とする。

4 業務内容・範囲

- (1) 食品衛生関係営業に係る許可申請又は営業届、各種変更届出をしようとする者に対する申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）の交付並びに記載方法等の説明及び指導
- (2) 申請書等の受付及び事務処理に関する業務
- (3) 1の業務実施場所以外で（2）の業務を行う際の申請手数料の収納業務
※地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、手数料の収納の事務を委託するもの。
- (4) 養成講習会未受講者の食品衛生責任者への受講督促業務
- (5) 営業許可の更新手続きに付随する業務
- (6) 営業許可書の交付に付随する業務
- (7) 食品衛生に関する苦情、相談等の初期対応業務
- (8) 食品衛生に関する情報の収集業務
- (9) 食品衛生に関する情報の県民等への提供業務
- (10) 前各号に掲げる業務を円滑に遂行するために必要な管理統括業務
- (11) 前各号に掲げる業務のほか、県が指示する業務

5 その他

業務の遂行にあたっては、保健医療部生活衛生課及び保健所の指示に従うものとする。